

校 則

第1章 総 則

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づいて中学校における教育の基礎の上に高等普通教育及び農業に関する専門的教育を行うことを目的とする。

第2条 前条の目的を実現するために下の各項にかかげる目標の達成に努める。

1 中学校における教育の成果をさらに発展充実させて国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養う。

2 社会人としての使命と自覚に基づき個性・能力等に応じて将来の進路を決定し、一般的な教養を高めつつ、専門的技術に習熟する。

3 社会について広く深い理解と健全な批判力を養い個性の確立に努める。

第3条 本校は東京都杉並区今川3丁目25番1号に設置する。

第2章 課 程

第4条 本校に全日制課程及び定時制課程を置く。

第3章 修業年限及び生徒数

第5条 本校全日制課程に園芸科学科、食品科学科、緑地環境科の3科を置き、定時制課程に農芸科の1科を置く。

第6条 修業年限は全日制課程は3年とし、定時制課程は4年とする。

第7条 生徒の定員は全日制420名、定時制120名とし、1学級の生徒数は全日制35名、定時制30名を原則として、次表のとおり定める。

全日制課程生徒定員

学 科	第1学年	第2学年	第3学年	計
園芸科学科	35	35	35	105
食品科学科	70	70	70	210
緑地環境科	35	35	35	105
計	140	140	140	420

定時制課程生徒定員

学 科	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計
農芸科	30	30	30	30	120

第4章 学 年、学 期 及 び 休 業

第8条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 学期を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日より8月31日まで
第2学期 9月1日より12月31日まで
第3学期 1月1日より3月31日まで
第10条 休日及び休業日は下記のとおりである。

- 1 日曜日 土曜日
- 2 国で定めた祝日
- 3 開校記念日 (4月19日)
- 4 都民の日 (10月1日)

- 5 夏季休業日
- 6 冬季休業日
- 7 春季休業日

8 都立高等学校入学者選抜実施に係る日
ただし、学校長は第5項から第7項までの休業期間中において適宜教科「農業」に関する実習を課することができる。

第5章 教育課程及び履修単位数
第11条 各学科の教育課程は別に定める。

第6章 入学、退学、転学、休学及び留学

第12条 入学、退学、転学、休学及び留学については、「学校教育法施行規則」第六章第二節に準ずる。

本校へ転入学する者についてこの規定に準ずる。

第13条 保護者は監督の責に当たり得る者とす。

保護者が改名・転居又は変更したときは、その者は直ちに学校長に届け出なければならぬ。

第14条 退学するときはその理由を詳細に記載し保護者から学校長に願い出なければならぬ。

第15条 病気等のため3ヶ月以上出席することのできない見込の者、及びその他やむを得ない事情で現に3ヶ月以上欠席し、更に3ヶ月以上出席することができない見込の者は、学校長の許可を受けてその年度内休学することができる。

ただし特別の事情があるときは更新を願い出ることができる。

休業期間中でも、その事情が終わったときに願い出て復学することができる。

第16条 他の学校に転学を志望する者はその事情を申し出、学校長の許可を受けなければならぬ。

第17条 留學を希望する者は、本校が指定する書類を添えて事情を申し出、校長の許可を得なければならぬ。

第7章 履修方法・科目修了及び卒業の認定

第18条 生徒は自分の履修する選択科目を学年初めに登録しなければならない。

第19条 各教科科目の履修・修得は本校の基準による。

第20条 所定の単位を履修・修得した者には卒業証書を授与する。

第8章 賞 罰

第21条 精勤な者、素行学業共に優秀であつて他の生徒の模範となる者及び特殊の善行ある者に対してこれをほう賞する。

第22条 校長は教育上必要と認めるときは生徒に次の懲戒を加えることがある。

- 1 退 学
- 2 停 学
- 3 訓 告
- 4 訓 戒
- 5 その他

第23条 校長は次の各項の一に該当する者

には退學を命ずることがある。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 2 学力劣等で卒業の見込がないと認められる者
- 3 正当の理由がなく出席日数不足の者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第24条 本校所属の物品その他財産を破損亡失させたとき、その者に対し現品又は現金をもってこれを弁償させることができる。

附 則

校長は本規則施行上必要な細則を定めることができる。

本規則は昭和40年4月1日からこれを施行する。

改 訂 本規則は平成25年4月1日からこれを施行する。

生徒指導に関する規程（全日制生活指導部）

1 生徒心得

- (1) 常識を身に付けた、立派な社会人となるよう修養に励む。
- (2) 礼節を正しくし、高等学校生徒としての品位を保つ。
- (3) 正規の服装を着用し、身なりをきちんとする。

2 服装・礼儀

2-1 服装

- (1) 登下校時及び学校生活では学校指定の制服を着用する。なお、夏服期間はリボン・ネクタイを着用しなくても良い。
- (2) ワイシャツ・ブラウスの色は白色とし、裾はズボン・スカートの中に入れる。
- (3) 入学式・対面式・卒業式・始業式・終業式、その他の指示があった場合は、正装とする。正装の際は、水色のネクタイ・リボンを着用する。冬服着用時はブレザーを着用する。また、スカート丈は膝丈とする。
なお、正装ができていない生徒や頭髪等に問題がある生徒は、式や行事に参加させず、別室にて生活指導部が改善のための指導を行う。
- (4) 衣替えは5月下旬（中間考査前日）と10月中旬（中間考査前日）とする。ただし、5月1日から5月下旬（中間考査前日）までと、10月1日から10月中旬（中間考査前日）までは夏服・冬服のどちらを着用しても良い移行期間とする。また、ブレザーを着用する場合は、ネクタイ・リボンを着用すること。
- (5) 部活動や文化行事等、校外で活動する場合も、原則として制服を着用する。また、修学旅行、遠足等や医療的な配慮が必要な場合等は、担当教員、養護教諭、保護者からの申し出により、制服以外の衣服の着用を認める。

「衣替え」

10/中旬 (中間考査初日)～4/30	冬服期間	ネクタイ・リボン・ブレザーを着用する
5/1～5/下旬	夏服移行期間	ブレザーを着用の際は、ネクタイ/リボン着用
5/下旬 (中間考査初日)～9/30	夏服期間	ネクタイ・リボン・ブレザーを着用しなくても良い (正装は青リボン・青ネクタイ着用)
10/1～10/中旬	冬服移行期間	ブレザー着用の際は、ネクタイ・リボン着用

- (6) 冬服着用時に、ブレザーの下にセーター・カーディガン・ベスト(色は白・黒・紺・グレーのいずれか)を重ね着しても良い。また、冬服期間に校内ではセーター・カーディガン・ベストで過ごしてもよい。ただし、セーター・カーディガン・ベストは無地とし、刺繍はワンポイントまでとする。
- (7) 夏服着用時に、ワイシャツ・ブラウスの上にベスト(色は白・黒・紺・グレーのいずれか)を重ね着しても良い。ただし、セーター・カーディガンを着用してはならない。

- (8) 実習時、体育実技時は、本校指定の服装に着替える。
- (9) 登下校時の履物は、原則として運動靴又は革靴とする。実習時、体育実技時は学校が認めた履物を履く。
- (10) 頭髪は常に清潔に保つ。パーマ、染髪・脱色、エクステンション等は禁止である。
- (11) ピアス、イヤリング、指輪、マニキュア、化粧等は禁止である。
*頭髪・装飾品等について注意を受けた際は、速やかに改善する。

2-2 礼儀

- (1) 来賓・職員・目上の人には、その時に応じた挨拶をする。
- (2) 校長室・職員室などの入室の際は、クラスと名前を名乗り、挨拶をしてから入室する。
- (3) 時間を厳守し、行動は敏速、静粛にする。
- (4) 集会等へは正装で参加し、雑談私語をしない。

3 通学

- (1) 8時30分までに登校し、最終下校時刻は16時55分とする。ただし、昼休みまでに「延刻届」を提出し、学校が下校時刻の延長を認めた場合、最終下校時刻を17時20分とする。
※定期考査後の午前中授業の日は、下校時刻の延長を認めない。
- (2) 登下校時は常に交通ルールを守り、秩序ある行動をとる。
- (3) 自転車で登下校する場合は、学校へ自転車通学登録申請をするとともに、ステッカーを購入し、自転車の後輪泥除けに貼り付ける。
- (4) 登下校時に事故を起こしたり、事故にあった場合は、まず、警察に通報し、その後保護者・学校に連絡をする。

4 施設及び用具の使用

- (1) 公共物は丁寧に取扱い、常に使用後の始末を厳重にする。破損、汚損又は紛失したときは直ちに生活指導部に届け出る。故意又は重大な過失によるものは弁償を求める場合がある。
- (2) 休日に施設及び用具等を使用するときは、事前に担当教員へ届け出る。
- (3) 校舎内外の清掃に積極的に取り組むとともに、自然環境に配慮した省エネルギー、再資源化に自ら進んで協力する。

5 所持品・携帯電話等の管理

- (1) 所持品には、校名・学年・組・氏名を明記する。
- (2) 生徒手帳（身分証明書）を、常に携行する。
- (3) 原則として教科学習、各教科外活動に必要な用具（学用品）以外は、学校に持ち込まない。
- (4) 貴重品は、各自で責任をもって管理する。実習及び体育時には、教科担当者が預かる

等教員が管理をする。

- (5) パソコン・携帯電話によるSNS（ソーシャルネットワークサービス）を使用した誹謗・中傷や個人情報の書き込みをしない。

6 アルバイトの扱い

- (1) アルバイトは、原則として禁止する。ただし、家庭の経済状況が厳しく、その負担を軽減するためのものについては、学業に支障が生じない範囲で家庭の責任において認める。ただし担任へその都度報告する。
- (2) 居酒屋、遊技場、カラオケボックス、その他未成年の立ち入り禁止の場所や高校生としてふさわしくない場所でのアルバイトは禁止する。
- (3) 夜間22時以降のアルバイトは禁止する。

7 免許取得について

- (1) 原付免許・普通自動車免許を取得後は、学校に報告をする。
- (2) 免許を取得しても、オートバイ・車による通学は認めない。
- (3) 免許取得者は、交通安全に気を付け、交通法規を厳守し、常に生命の尊さを認識し運転をする。

8 忌引き日数

忌引き日数は次の通りとする。（土日祝祭日を含む）ただし遠隔地の場合、規定日に前後1日ずつ加算する。

- ① 父母・・・・・・・・・・7日以内
- ② 祖父母・・・・・・・・・・3日以内
- ③ 曾祖父母、伯叔父母・・・1日